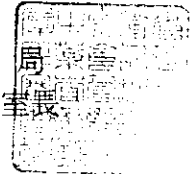




薬食機発第 1209001 号  
平成 17 年 12 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬食品局  
審査管理課医療機器審査管理室長



希少疾病用医療機器の指定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用医療機器が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	医療機器の名称	予定される使用目的、 効能又は効果	申請者の 氏名又は名称
(17 機) 第 12 号	中心循環系血管内 塞栓促進用補綴材	本品は外科的手術（クリッピング術など）又は塞栓コイル単独のコイル塞栓術では治療困難な未破裂脳動脈瘤（最大径が 10 mm 以上）を有する患者のうち、ワイドネック型（ネック部が 4 mm 以上又はドーム／ネック比が 2 未満と定義）脳動脈瘤を有する患者に、コイル塞栓術時のコイル塊の親動脈への突出・逸脱を防ぐ目的のために使用される。	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社

